

**国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおける
TMC棟 オープンラボの利用についての公募について（公示）**

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、TMC棟オープンラボの利用について公募致します。ご利用を希望する方は以下の通り申請書を提出願います。

令和6年12月19日

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
理事長 中込 和幸

1. 対象となる研究等

（1）目的

- ① センターの研究戦略に基づく重点的な研究、部局横断的な研究、産業界との研究協力に繋がる研究。
- ② センターの研究戦略に基づき、産学の連携を推進する製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等。

（2）利用者の範囲

次に掲げるいずれかの研究を行う方が利用できます。センター職員でない方については、利用開始に当たってはセンターの客員研究員等になっていただく必要があります。

- ① 競争的資金を用いて行う研究
- ② 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究取扱規程に基づく研究
- ③ その他、理事長が実施を認めた研究

2. 場所及び費用負担等

（1）場所

国立精神・神経医療研究センター（東京都小平市小川東町4-1-1）内 （地図：別紙）

（2）費用負担

* 予定面積・最低賃貸料「精神・神経医療研究センター土地建物等貸付料設定基準」による
1㎡あたり単価 円 /年（税抜）

事業	場所	貸付予定面積	賃貸料（税抜） / 年
オープンラボ	TMC棟 企業貸しラボ	25.85㎡	868,560円

- ・利用にあたっては、センターとの定期建物賃貸借契約を別途締結して頂きます。
- ・契約期間中「国立精神・神経医療研究センター土地建物等貸付料設定基準」に基づき、賃貸料を見直すことがあります。
- ・使用した電気、水道、ガス等の料金は、センターの基準により計算し、請求しますので、適正に納入願います。
- ・センター職員でない方が、センターが所有する医療機器・検査機器のうち、センター職員以外も利用可能な機器を使用される際は、利用回数に応じ定められた料金を別途納入頂きます。
- ・センター職員である者が使用する場合は、賃貸料は半額、電気、水道、ガス等の料金は免除とします。ただし、賃貸料の財源は国立精神・神経医療研究センター間接経費取扱細則（平成28年細則第2号）第2条第3項に定める直接経費とします。

(3) 貸付期間

- ・オープンラボの利用期間は原則3年以内とします。
- ただし、利用者がセンター職員であるときは1年以内とします。
- ・賃貸借契約期間満了前に、契約を終了する旨を申請者に対して通知します。

(4) 設備関係

- ・新たに電気、水道、ガス等の開設、電源配線が必要な場合は、利用者に費用を負担頂きます。（電源は配線済み、LAN配線・外線電話の回線は設置済み）
- ・室内は陰圧でHEPAフィルターを経て排気されます。
- ・安全キャビネット用のダクト2本あり。
- ・契約終了時は、利用者の責任（費用負担）で引き渡し（利用開始前）の状態に復旧して返還頂きます。

(5) 管理責任

- ・オープンラボの利用にあたっては、「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設管理規程」に従って管理をお願いいたします。

(6) その他留意事項

- ・オープンラボの利用者は、センターの諸規則を遵守してください。
- ・オープンラボの運用・研究成果・事業報告等については、センター担当者の指示に従って頂きます。

3. 申請手続等

(1) 提出先

企画経営部 企画医療研究課 医療係 「オープンラボ担当」
〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
電 話：042-341-2712
担当：松尾（マツオ）〈内線2135〉
メールアドレス（医療係共有）：iryoun@ncnp.go.jp

(2) 申請者

申請者は利用者が属する団体等の長とし、以下の条件を満たしている必要があります。

- ① 財政状況及び資金状況に問題がないこと
- ② 不正及び不誠実な行為がないこと
- ③ 当該事業を賃貸借契約期間中、継続的に運営できること

(3) 申請方法等

別紙「様式1 オープンラボ利用申請書」に必要事項を記載の上、申請ください。

(4) 公募期間

- ・随時（利用者決定の際は公募終了となります。）
- ・なお、応募する際は、上記（1）の提出先へ事前にご連絡ください。

(5) 提出方法

- ・持参、郵送、メールによる提出。

(6) その他

- ・申請書提出及び契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨としてください。
- ・虚偽の内容が記載されている申請書は、無効とします。
- ・必要に応じて、研究内容など具体的な利用の在り方について口頭説明等をして頂くことがあります。

4. 選考方法

提出された「様式 1 オープンラボ利用申請書」に基づき、国立精神・神経医療研究センターオープンラボ委員会の審議を経て決定いたします。必要に応じ、研究内容など具体的な利用の在り方について口頭で説明をお願いすることがあります。

5. 決定の通知

別紙「様式 2 オープンラボ利用許可書」により利用者の代表者に宛てて通知いたします。応募後、審査に 1 か月から 2 か月程度かかることがありますので、予めご了承ください。

以上



オープンラボ利用申請書（申請・更新・変更）

令和 年 月 日

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター 理事長 殿

申請者

住所

氏名

（団体又は法人の名称及び代表者職氏名）

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターオープンラボに関する規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり研究を行いたく、研究の実施を申し込みます。

記

1. 研究の課題：
2. 研究の目的：
3. 研究の内容：
4. 利用予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5. 現時点で獲得している研究費・助成金等

番号	研究課題名	研究代表者	金額(千円)	期間

6. オープンラボで実施する研究プロジェクトの資金計画（千円）

総 額
内 訳

7. 研究の概要と計画（全体計画と各年度の計画）

8. 研究組織（研究スタッフ）

氏 名	所属・職名	連絡先(電話番号)	役割分担

※研究の概要等は別紙添付も可とする。